

第二十六條第一項中、「場合(一)の下に、路線定期運行又は路線不定期運行を行う」を加え、起点を「起点」に、ときを「場合」区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合」に改め、同条第二項中「第十二條第一項の」を「事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する」に改め、同項の「を削り、六月を経過した日(地域の指定があつた日から六月を経過した日以後に指定地域内にある営業所について運輸を開始する場合、運輸を開始する日)を、一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日」に改め、乗務した場合」の下に「(事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 地方運輸局長は、前項の地域及び日の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十七條第一項第一号中、「停留所の」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、停留所又は乗降地点の」に改め、停留所間」の下に、又は乗降地点間」を加え、同項第二号中、「標準」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、標準」に改め、同項第三号中、「道路」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、道路」に改め、同条第二項中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第三十五條中、「事業計画(一)の下に、路線定期運行を行う」を加える。

第四十二條第四項中、「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、停留所」の下に、又は乗降地点」を加える。

第四十七條の八を次のように改める。

(有償運送の許可を受けた家用自動車の運行の管理)

第四十七條の八 旅客自動車運送事業者は、法第七十八條第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して家用自動車を用いて旅客の運送を行うときは、第十五條、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十六條の二、第二十七條、第二十八條、第二十八條の二、第三十七條、第三十八條及び第四十三條第二項の規定に準じて、当該家用自動車の運行の管理を行わなければならない。

第四十七條の九第一項の表第一号中、「事業用自動車の運行を管理する営業所」を「乗車定員十一人以上の事業用自動車の運行を管理する営業所及び乗車定員十人以下の事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所」に、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同表第二号中、「一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同表第三号中、「一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同表第四号中、「一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 旅客自動車運送事業者が、法第七十八條第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して家用自動車を用いて行う旅客の運送に係る前項の規定の適用については、同項の表中、「管理する事業用自動車」とあるのは、「管理する事業用自動車及び家用自動車」と、同表第一号及び第四号中、「及び乗車定員十人以下の事業用自動車」とあるのは、「並びに乗車定員十人以下の事業用自動車及び家用自動車」と、同表第三号中、「事業用自動車五両以上」とあるのは、「事業用自動車及び家用自動車五両以上」とする。

第四十七條の九第三項を削る。

第四十八條第十一号中、「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の運行管理者は、法第七十八條第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項(第三号、第十五号及び第十八号を除く)の規定に準じて当該家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

第四十八條の六第二項第一号中、「次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、同表の下欄に掲げる種類の」を削り、同号の表を削り、同項第二号中、「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十條第五項中、「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第十一項を削る。

第三号様式中、「第5号」を「第4号」に、「1号」を「2号」に、「2号」を「3号」に改める。

第四号様式中、「第5号」を「第4号」に、「1号」を「2号」に、「2号」を「3号」に改める。

第九條 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和三十九年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「旅客自動車運送事業者」の下に、「家用有償旅客運送者」を加える。

第二條第一項の表第一号中、「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同表中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、第五号の次に次のように加える。

六 一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第八十六條第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付され、た一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、地方運輸局長が定めるものに限る。)			
管轄地方運輸局長及び管轄運輸支局長	管轄地方運輸局長及び管轄運輸支局長	第四号様式第三表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
二 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者			
国土交通大臣	国土交通大臣及び管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後百日内
管轄地方運輸局長及び管轄運輸支局長	管轄地方運輸局長及び管轄運輸支局長	第二号様式第三表及び第四表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
管轄地方運輸局長及び管轄運輸支局長	管轄地方運輸局長及び管轄運輸支局長	第一号様式第三表及び第四表(その管轄区域に存する営業区域の部分に限る)による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで